

議案第 1 号

沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月9日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

教職員のメンタルヘルス対策及び働き方改革を強化・推進するため、学校人事課の業務を再編し、働き方改革推進課を設置する。

また、国のGIGAスクール構想について、公立学校に浸透させる施策に戦略的に取り組むため、県立学校教育課に教育DX推進室を設置する。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条
- ・ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

教職員のメンタルヘルス対策及び働き方改革を強化・推進するため、学校人事課の業務を再編し、働き方改革推進課を設置する。

また、国のGIGAスクール構想について、公立学校に浸透させる施策に戦略的に取り組むため、県立学校教育課に教育DX推進室を設置する。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）を次のように改める。〈第1条〉
 - ア 本庁に働き方改革推進課を置き、県立学校教育課内に教育DX推進室を置く。（第3条関係）
 - イ 学校人事課の分掌事務を改める。（第6条関係）
 - ウ 働き方改革推進課の分掌事務を定める。（第6条の2関係）
 - エ 県立学校教育課の分掌事務を改める。（第7条関係）
 - オ 教育管理統括監の事務に、働き方改革推進課を加える。（第15条関係）
 - カ 県立学校教育課に教育DX推進室長を置き、職務を定める。（第17条関係）
- (2) 沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第2号）を次のように改める。〈第2条〉

課長級の職とする職制上の段階に、教育DX推進室長を加える。（第1条関係）
- (3) この規則は、令和5年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2

5 関係各課との調整状況

総務部行政管理課と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則
(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

第1条 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
第3条の表中

学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班 服務・選考試験班
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室

を

学校人事課	管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班
働き方改革推進課	健康管理班 働き方改革班
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室 教育D X推進室

に

改める。

第6条中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号から第14号までを3号ずつ繰り上げる。

第6条の次に次の1条を加える。

(働き方改革推進課の分掌事務)

第6条の2 働き方改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校における働き方改革(学校職員の業務の量の適切な管理その他の学校職員の健康及び福祉の確保を図るための取組をいう。)の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 公務災害に関すること。
- (3) 労働安全衛生に関すること。
- (4) 教職員住宅の設置(用地の取得を含む。)、管理及び廃止に関すること。

第7条中第15号を第16号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 学校における情報通信技術の活用に関すること。

第15条第2項中「及び学校人事課」を「、学校人事課及び働き方改革推進課」に改める。

第17条の表中

県立学校教育課	特別支援教育室長	特別支援教育室の事務を総括する。
---------	----------	------------------

を

県立学校教育課	特別支援教育室長 教育D X推進室長	特別支援教育室の事務を総括する。 教育D X推進室の事務を総括する。
---------	-----------------------	---------------------------------------

に改める。

(沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部改正)

第2条 沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則(平成28年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の表3の項中「特別支援教育室長」の次に「、教育D X推進室長」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表																					
改正案	現行																				
<p>第1条～第2条（略） （課及び班等の設置）</p> <p>第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校人事課</td> <td>管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班</td> </tr> <tr> <td>働き方改革推進課</td> <td>健康管理班 働き方改革班</td> </tr> <tr> <td>県立学校教育課</td> <td>管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室 教育DX推進室</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>管理班 義務教育指導班 幼児教育班 学力向上推進室</td> </tr> </tbody> </table>	課名	班名	学校人事課	管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班	働き方改革推進課	健康管理班 働き方改革班	県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室 教育DX推進室	義務教育課	管理班 義務教育指導班 幼児教育班 学力向上推進室	<p>第1条～第2条（略） （課及び班等の設置）</p> <p>第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校人事課</td> <td>健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班 事務・選考試験班</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立学校教育課</td> <td>管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>管理班 義務教育指導班 幼児教育班 学力向上推進室</td> </tr> </tbody> </table>	課名	班名	学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班 事務・選考試験班	（新設）		県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室	義務教育課	管理班 義務教育指導班 幼児教育班 学力向上推進室
課名	班名																				
学校人事課	管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班																				
働き方改革推進課	健康管理班 働き方改革班																				
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室 教育DX推進室																				
義務教育課	管理班 義務教育指導班 幼児教育班 学力向上推進室																				
課名	班名																				
学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班 事務・選考試験班																				
（新設）																					
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室																				
義務教育課	管理班 義務教育指導班 幼児教育班 学力向上推進室																				
<p>第4条（略）</p> <p>第5条（略）</p>	<p>第4条（略） （施設課の分掌事務）</p> <p>第5条 施設課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5)（略） (6) 県立学校及び市町村立学校（以下「学校」という。）の災害対策に関すること。 (7)（略）</p>																				

(学校人事課の分掌事務)

第6条 学校人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(6)～(11) (略)

(学校人事課の分掌事務)

第6条 学校人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校職員の給与に関すること。

(2) 学校職員の人件費の予算及びそれに係る国庫負担金に関すること。

(3) 学校職員の児童手当に関すること。

(4) 学校職員の旅費に関すること (他課の所管に属するものを除く。)

(5) 勤労者財産形成貯蓄事務に関すること。

(6) 公務災害に関すること。

(7) 労働安全衛生に関すること。

(8) 教職員住宅の設置 (用地の取得を含む。)、管理及び廃止に関すること。

(9) 県立学校、市町村立小学校及び中学校に関するし、次に掲げる事務を行うこと。

ア 学校職員の任免、服務その他の人事に関すること。

イ 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。

ウ 学校職員の研修に関すること。

エ 学級編制及び教職員定数に関すること。

オ その他学校の管理運営に関すること。

(10) 市町村立学校の設置等の認可及び届出に関すること。

(11) 管理職選考試験に関すること。

(12) 教員候補者選考試験に関すること。

(13) 教育職員の免許に関すること。

(14) 職員団体に関すること。

(働き方改革推進課の分掌事務)

第6条の2 働き方改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校における働き方改革 (学校職員の業務の量の適切な管理その他の学校職員の健康及び福祉の確保を図るための取組をいう。) の総合的企画、調整及び推進に関すること。

(2) 公務災害に関すること。

(3) 労働安全衛生に関すること。

(新設)

(4) 教職員住宅の設置（用地の取得を含む。）、管理及び廃止に関すること。

（県立学校教育課の分掌事務）

第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立学校に関し、次に掲げる事務（次条第8号に掲げる事務を除く。）を行うこと。
- ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
- イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、退学、転学、休学及び卒業に関すること。
- ウ 教科書その他の教材に関すること。
- エ 産業教育、定時制教育及び通信教育に関すること。
- オ 学校職員の研修に関すること。
- カ その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関すること。

(2)～(5) (略)

(6) 学校における情報通信技術の活用に関すること。

(7)～(16) (略)

（県立学校教育課の分掌事務）

第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立学校に関し、次に掲げる事務（次条第8号に掲げる事務を除く。）を行うこと。
- ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
- イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、退学、転学、休学及び卒業に関すること。
- ウ 教科書その他の教材に関すること。
- エ 産業教育、定時制教育及び通信教育に関すること。
- オ 学校職員の研修に関すること。
- カ その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関すること。
- (2) 県立学校の通学区域に関すること。
- (3) 県立学校の学科編成に関すること。
- (4) 生徒指導の企画及び総合調整に関すること。
- (5) 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育の振興に係る総合的企画並びに指導、助言及び連絡調整に関すること。

(新設)

(6) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。

(7) 総合教育センターに関すること。

(8) 教育研究団体に関すること。

(9) 実習船の造廃に関すること。

(10) 実習船の管理運営についての学校との連絡調整に関すること。

(11) 実習船の運航及び実習に伴う関係省庁との連絡調整並びに報告等に関すること。

(12) 実習船運営協議会に関すること。

(13) 外国語指導助手に関すること。

- 14) 公立高等学校協議会に関すること。
- 15) 公立高等学校及び特別支援学校の職員の旅費の予算に関すること。

(義務教育課の分掌事務)

第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村立小学校、中学校及び幼稚園に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
 - イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、転学、休学及び卒業に関すること。
 - ウ 教科書その他の教材に関すること。
 - エ 学校職員の研修に関すること。
 - オ その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関すること。
- (2)～(9) (略)

(義務教育課の分掌事務)

第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村立小学校、中学校及び幼稚園に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
 - イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、転学、休学及び卒業に関すること。
 - ウ 教科書その他の教材に関すること。
 - エ 学校職員の研修に関すること。
 - オ その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関すること。
- (2) へき地教育に関すること。
- (3) 幼稚園教育の振興に関すること。
- (4) 幼児教育に係る教諭等の研修に関すること。
- (5) 幼児教育の助言に関すること。
- (6) 教育研究団体に関すること。
- (7) 児童の権利条約に関すること。
- (8) 県立中学校に関し、別に定める事務を行うこと。
- (9) 市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校の職員の旅費の予算に関すること。

第9条～第14条 (略)

(統括監)

第15条 本庁に教育管理統括監及び教育指導統括監（以下「統括監」という。）を置く。

- 2 教育管理統括監は、総務課、教育支援課、施設課、学校人事課及び働き方改革推進課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。
- 3 教育指導統括監は、県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課

第9条～第14条 (略)

(統括監)

第15条 本庁に教育管理統括監及び教育指導統括監（以下「統括監」という。）を置く。

- 2 教育管理統括監は、総務課、教育支援課、施設課及び学校人事課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。
- 3 教育指導統括監は、県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課

及び文化財課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。

第16条 (略)

(教育企画室長等)

第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
県立学校教育課	特別支援教育室長 教育DX推進室長	特別支援教育室の事務を総括する。 教育DX推進室の事務を総括する。
義務教育課	学力向上推進室長	学力向上推進室の事務を総括する。

第18条～第35条 (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

及び文化財課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。

第16条 (略)

(教育企画室長等)

第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
県立学校教育課	特別支援教育室長 (新設)	特別支援教育室の事務を総括する。
義務教育課	学力向上推進室長	学力向上推進室の事務を総括する。

第18条～第35条 (略)

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第2号） 新旧対照表

改正案	現行								
<p>(現業業務以外の職務に係る標準的な職)</p> <p>第1条 現業業務に従事する職以外の職の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="525 1151 1031 2080"> <thead> <tr> <th>職制上の段階</th> <th>標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、<u>教育DX推進室長</u>及び学力向上推進室長、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階</td> <td>課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条 (略)</p>	職制上の段階	標準的な職	3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、 <u>教育DX推進室長</u> 及び学力向上推進室長、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階	課長	<p>(現業業務以外の職務に係る標準的な職)</p> <p>第1条 現業業務に従事する職以外の職の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="525 150 1031 1079"> <thead> <tr> <th>職制上の段階</th> <th>標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、<u>及び学力向上推進室長</u>、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階</td> <td>課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条 (略)</p>	職制上の段階	標準的な職	3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、 <u>及び学力向上推進室長</u> 、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階	課長
職制上の段階	標準的な職								
3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、 <u>教育DX推進室長</u> 及び学力向上推進室長、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階	課長								
職制上の段階	標準的な職								
3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、 <u>及び学力向上推進室長</u> 、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階	課長								

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第六十二号)

(事務局)

第十七条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

○地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十

一号)

(定義)

第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一から四 (省略)

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職(職員の職に限る。以下同じ。)の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。

3 地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等

に関する特別措置法 (昭和四十六年法律第七

十七号)

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等)

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(次項において単に「指針」という。)を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更し

たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。